

## 建設工事における低入札価格調査制度の一部改正について

建設工事における低入札価格調査制度について、以下のとおり改正しましたので、よろしくお願ひします。

### 1 改正の目的

公共工事の迅速かつ円滑な施工の確保に向けて、品質確保および契約の適正化、ダンピング対策の充実を引き続き図るとともに、実態に即した基準に改正します。

### 2 改正の内容

低入札調査は、これまで予定価格130万円以上の工事を対象としていましたが、平成30年8月1日以降に入札公告又は入札執行を通知する建設工事については、予定価格1,000万円以上を低入札調査の対象とすることに改正します。(失格判断基準はこれまで通りです)

#### (イ)土木一式工事又は(ロ)及び(ハ)に掲げる工事以外の工事

<低入札調査基準価格> **対象工事: 予定価格130万円以上→1,000万円以上**

直接工事費×0.97	}	合計額 ×1.08
共通仮設費×0.90		
現場管理費×0.90		
一般管理費×0.55		

<失格判断基準>

#### 予定価格130万円以上の工事

直接工事費×0.97	}	合計額 ×1.08
共通仮設費×0.90		
現場管理費×0.90		
一般管理費×0.20		

#### 予定価格130万円未満の工事

予定価格に3分の2を乗じて得た額

(ロ)建築一式並びに営繕工事にかかる電気、電気通信、管及び  
とび・土工・コンクリート(解体工事に限る)

<低入札調査基準価格> 対象工事: 予定価格~~130万円以上~~→1,000万円以上  
直接工事費×0.90×0.97  
共通仮設費×0.90  
(直接工事費×0.10+現場管理費)×0.90  
一般管理費×0.55 } 合計額×1.08

<失格判断基準>

予定価格130万円以上の工事

直接工事費×0.90×0.97  
共通仮設費×0.90  
(直接工事費×0.10+現場管理費)×0.90 ×0.80  
一般管理費×0.20 } 合計額×1.08

予定価格130万円未満の工事

予定価格に3分の2を乗じて得た額

(ハ)営繕工事以外の電気及び電気通信並びに上水道工事及び下水道工事にかかる  
機械器具設置

<低入札調査基準価格> 対象工事: 予定価格~~130万円以上~~→1,000万円以上  
機 器 費×0.907  
直接工事費×0.97  
共通仮設費×0.90  
現場管理費×0.90  
一般管理費×0.55 } 合計額×1.08

<失格判断基準>

予定価格130万円以上の工事

機 器 費×0.82  
直接工事費×0.97  
共通仮設費×0.90  
現場管理費×0.90  
一般管理費×0.20 } 合計額×1.08

予定価格130万円未満の工事

予定価格に3分の2を乗じて得た額

### 3 関連要綱等

飛騨市工事低入札価格調査事務取扱要領